

令和3年1月26日

くらし安全課

政策名	湯船原地区の工業団地における騒音・振動に関する規制地域等の見直しについて
担当部署から	<p>湯船原地区の工業団地における騒音・振動に関する規制地域等の見直しについて、下記のとおり、パブリックコメント制度を実施したところ、1件の御意見が寄せられました。</p> <p>お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する町の考え方について、別添のとおりまとめましたので公表します。</p> <p>皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも小山町行政全般に御理解御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
意見提出期間	令和2年12月21日（月）から 令和3年1月19日（火）まで
意見提出実施方法	直接持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
意見募集結果	1 意見提出数： 1件（意見総数1件） 2 意見に対する考え方：別紙のとおり
担当部署 （問い合わせ先）	小山町担当部署 くらし安全課 電話 0550-76-6130
添付ファイル	・集計結果<PDF>（様式第3号の2） ・御意見と町の考え方<PDF>（様式第3号の3）
政策の施行について	2月下旬に告示をする予定です。

様式第3号の2

湯船原地区の工業団地における騒音・振動に関する規制地域等の見直しについて への意見募集の結果について

集計結果

1 町民等の区分

区分	意見提出人数	意見数
町内に住所を有する者	人	件
町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体	人	件
町内に存する事務所又は事業所に勤務する者	人	件
町内の学校に在学する者	人	件
町に対して納税義務を有するもの	1人	1件
その他パブリックコメント制度の対象となる案件について利害関係を有するもの	人	件

2 意見提出方法

区分	意見提出人数	意見数
直接持参	人	件
郵送	人	件
ファクシミリ	人	件
電子メール	1人	1件

3 意見の反映について

区分	意見数
政策案に反映したもの	件
既に反映済のもの	件
今後の参考とするもの	件
反映できないもの	1件
その他（質問等）	件

4 御意見と町の考え方はこちらから（クリックすると様式第3号の3へ）

5 パブリックコメント制度実施時の趣旨

政策の趣旨	<p>騒音、振動に関しては、町長が騒音規制法、振動規制法、環境基本法に基づき、都市計画法に基づく用途地域ごとに区域を設定し、規制基準を定めています。（平成25年3月告示）</p> <p>湯船原地区の工業団地の内、ハイテクパーク富士小山（既存）を除く3工業団地（新設）については、地区計画を策定し、工業用地並みの地区整備計画及び開発の方針を定め、将来にわたる安定的な土地利用を目指しています。今回の見直し対象地域は市街化調整区域ですが、区域設定を実態に合わせて工業地域並みの規制基準に適用させるため、区域設定の地域について変更を行うものです。</p>
-------	--

湯船原地区の工業団地における騒音・振動に関する規制地域等の見直しについて
への御意見と町の考え方

該当箇所	意見の概要	町の考え方	反映結果
<p>「騒音・振動の規制地域等見直しについて」2ページ新旧対照表の(新)の部分</p>	<p>第4種区域と第2種区域の境界部分での基準値の低減措置が行われるとの記載が見当たりません。</p> <p>趣旨が、区域設定を実態に合わせ、工業地域並みの規制基準に適用させる目的であるため、5デシベルの低減措置は不要と考えているが、境界部分での基準値の低減措置を一律に適用するのであれば、趣旨に反して実態に即せない理由を教えてください。</p>	<p>今回の見直しは、指定地域の見直しであり、規制基準値を見直すものではありません。今回掲載した内容は、あくまでも見直しを行う第4種区域と第2種区域の対象地域の変更箇所を掲載したものです。</p> <p>町の騒音・振動にかかる規制基準については、平成24年度に静岡県から権限移譲を受けております。町の規制基準等を定めるにあたり、静岡県生活環境の保全等に関する条例に定める基準値等に準じており、御指摘の5デシベルの低減措置についても同様であります。</p> <p>町内には湯船原工業団地の外にも市街化調整区域に隣接して立地している棚頭工業団地などもあり、それぞれ立地条件の違いはありますが、周辺住民に対して生活環境の保全をする必要性は同様と考えます。</p> <p>また、湯船原工業団地のコンセプトは、「森に佇む工業団地」であり、更なる規制基準値の低減措置を行うことは考えていません。</p>	<p>なし</p>